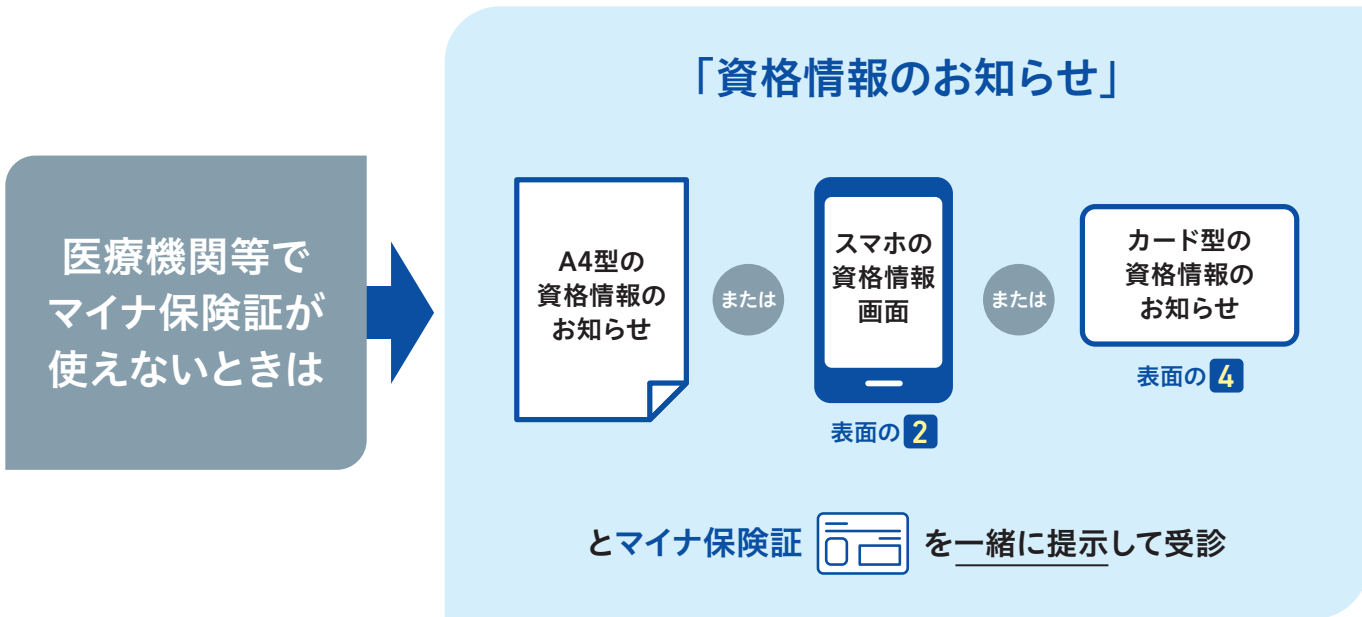


「資格情報のお知らせ」は マイナ保険証で資格確認ができないときにも使用します

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示して受診できます。



令和6年12月2日以降は現行の保険証(組合員証)が発行されなくなります

マイナ保険証で 医療機関等を受診してください

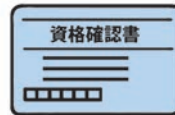
医療機関や薬局では、マイナ保険証での受診が基本となります。

ただし、令和6年12月2日時点で発行済みの保険証(組合員証)については、経過措置として令和6年12月2日以降1年間は使用可能となる予定です。

マイナ保険証をお持ちでない方は

マイナ保険証登録をしていないなどマイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が交付される予定です。

「資格確認書」は有効期限がありますので、お早めに登録をしてマイナ保険証をご利用ください。



※イメージです。

マイナ保険証の 登録方法



医療機関等で

医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダーからお申込みできます。



スマホから

スマートフォンなどを利用してマイナポータルからお申込みできます。

他にも
セブン銀行ATMでも
お申込みできます

お問い合わせ先 情報管理課 ☎048-822-3309